

## にいがた空き家管理活用サポーター登録制度要綱

### (目的)

第1条 空き家の啓発、相談、流通、利活用、管理、除却などの取組を行うことができる団体又は個人を募集し、県が登録・周知することにより、市町村等が行う様々な空き家対策の支援につなげることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

現に居住その他の使用がなされていない家屋で、新潟県内に所在する建築物をいう。

(2) 市町村等

ア 空き家対策に取り組む市町村

イ 地域の空き家の見回りや管理等を行う自治会や、空き家活用に取り組む商工会等の団体

(3) にいがた空き家管理活用サポーター

下記アからカのいずれにも合致し、第3条により登録した者を「にいがた空き家管理活用サポーター」(以下、「サポーター」という。)という。

ア 会社法(平成17年法律第86号)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)又はその他法律に基づき設立された法人(国及び地方公共団体を除く。)、法人格のない任意の団体又は個人

イ 県税に未納の額がなく、滞納処分を受けたことがない者

ウ 県と市町村が取り組む空き家対策を理解し、連携して取り組むことができる者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員と関係を有しない者

オ 次のいずれかの業務について、新潟県内での実績・経験を有する者

(ア) 所有者が売却又は賃貸を希望する空き家の情報を収集し、データベースの作成やホームページでの公開等により、希望する者に提供等を行う取組

(イ) 空き家の利活用を検討している者からの相談に応じ、利活用方法、改修、マッチング等について相談又は支援を行う取組

(ウ) 空き家の利活用を促すため、モデルとなる改修方法やイメージイラスト(CG、3Dモデル等を含む)の作成、空き家を利用したイベントやワークショップによるプロモーション等を行う取組

(エ) 移住を検討している者に対し、空き家を利活用して短期間の滞在や地域イベントへの参加を支援し、居住体験(いわゆるお試し居住)の提供等を行う取組

- (オ) 所有者等による管理が困難な空き家の見回り（郵便物の確認、屋内の通風・通水等）、近隣からの苦情対応等を所有者に代わって行う取組
  - (カ) 空き家の所有者や相続人等に対し、相続手続きや登記手続きに関する相談、除却に関する相談、又はそれらに必要な手続き等を行う取組
  - (キ) 前号までの取組の検討及び実施のため、地域における空き家の状況（数、所在地等）や状態（老朽化の程度、必要な修繕の箇所等）の調査等を行う取組
  - (ク) その他、空き家の利活用又は適切な管理の推進のため、地域の課題や実情に応じて市町村や公的団体からの委託等を受けた取組
- カ その他、知事が不相当と認める事由のない者

### （サポーターの登録）

第3条 サポーター登録希望者は、にいがた空き家管理活用サポーター登録申請書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、登録を決定する旨をサポーター登録希望者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の審査により、登録することが適当でないと認めるときは、不登録する旨をサポーター登録希望者に通知するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による通知後、サポーター登録を行った者の情報を、県ホームページに掲載し、公開するものとする。

### （サポーターの役割）

第4条 サポーターは、空き家の適正な管理の推進、中古住宅を含めた空き家の流通の促進と空き家の有効利用を図るため、空き家対策に関わる県や市町村、民間団体と連携し、空き家の相談対応、見回り、利活用の提案、イベント開催等を通じて、空き家の適正管理と好循環の構築に努めるものとする。

### （変更の届出）

第5条 サポーターは、第3条の登録申請の内容に変更があったときは、にいがた空き家管理活用サポーター登録事項変更届により、速やかに知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに公表の内容を修正するものとする。

### （登録の廃止）

第6条 サポーターは、第2条(3)の要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、にいがた空き家管理活用サポーター登録廃止届により、知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに公表の内容を修正するものとする。

### （登録の取り消し）

第7条 知事は、サポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によりサポーター登録申請したとき
- (2) 本要綱その他関係法令に違反したとき
- (3) 市町村等に対し、強引な手法による営業活動や悪質な勧誘行為をしたとき
- (4) 市町村等に対し、事実誤認を与える虚偽の説明や表示行為をしたとき
- (5) 警察からの通報もしくは警察への照会等により、暴力団、暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき
- (6) 前5号に掲げるもののほか、知事が不相当と認めるとき。

2 知事は、前項により登録の取消しを決定したときは、その旨をサポーターに通知するものとする。

#### (守秘義務)

第8条 県、市町村等及びサポーターは、第4条の活動において知り得た個人情報その他秘密にすべき情報を、情報提供者の許可なく本事業以外の目的で使用してはならない。

#### (県の責任)

第9条 当事者間で行われる具体的な交渉や調整及び取り交わされる不動産契約等については、県は一切関与しない。

2 県のホームページに掲載する情報は、サポーターから提供された情報を記載するものであり、内容の真正を保証するものではない。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

#### (施行期日)

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。